

第5期 鹿屋市障害福祉計画

第1期 鹿屋市障害児福祉計画

平成30年度～平成32年度

平成30年 3 月



鹿児島県 鹿屋市

～ 目 次 ～

第1部 総 論

【第1章 基本的な考え方】

1	計画の位置づけと性格・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	計画策定に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・	5

第2部 各 論

【第1章 目標値の設定】

1	福祉施設から地域への移行・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・	7
3	地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・	10

【第2章 障害福祉サービス等における見込量】

1	訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2	日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	居住系サービス等・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4	相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5	障害児通所支援・障害児相談支援等・・・・・・・・・・・・・・・・	17

【第3章 地域生活支援事業における見込量】

1 地域生活支援事業（必須事業）	19
2 地域生活支援事業（任意事業）	27

【第4章 サービス見込量確保のための方策】

1 障害福祉サービス等	32
2 地域生活支援事業	33

【第5章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項】

サービスの円滑な実施の確保に必要な事項	34
---------------------	----

【第6章 計画の推進体制】

1 計画の推進体制整備	35
2 事業実施及び計画の進行管理	35
3 計画の点検・評価	35
4 計画の見直し	35

第3部 資料編

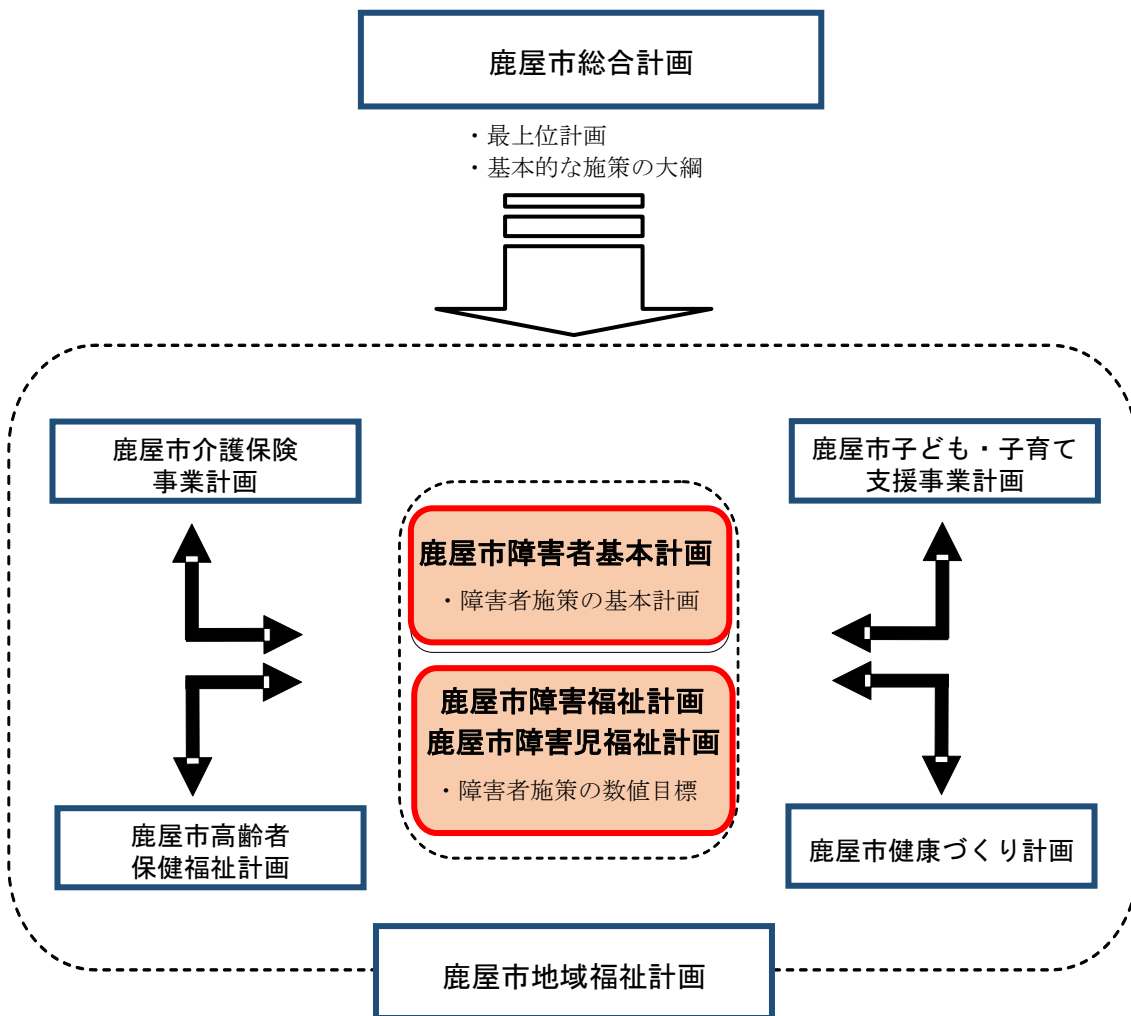
【策定委員会】

1 策定委員会設置要綱	36
2 策定委員会名簿	38

第1章 基本的な考え方

1 計画の位置づけと性格

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画として定めるもので、鹿屋市障害者基本計画（障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画）に定める施策のうち、生活環境、雇用・就業などについて数値目標を定めるものです。そして、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画とその他の法律の規定による計画であって、障害のある人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないと定められています。



2 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念及び国が示した基本指針を踏まえた5つを基本理念とします。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業をいう。）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援をいう。）の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な支援

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などに対し、サービスの充実を図ります。また、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者について、障害福祉サービスの対象であることの周知を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによる法律や制度に基づかないサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組及び日常生活において医療などの専門的な支援を要する者に対する包括的な支援体制の構築を計画的に推進します。

(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。また、児童のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

3 計画の基本目標

障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に当たっては、計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

（１）必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、サービスを必要とする障害のある人への訪問系サービスを保障します。

（２）希望する障害のある人に日中活動系サービスを保障

希望する障害のある人へ日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）を保障します。

（３）グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用して、地域生活支援の機能を強化します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業、就労定着支援事業、地域生活支援事業などの推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

（５）相談支援体制を構築

福祉に関する各般の問題について障害のある人及びその家族からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保します。

また、障害児相談支援についても、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

（６）地域生活への移行や地域定着のための支援体制を確保

福祉施設の入所者や病院に入院している人の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図り、地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害のある人などがそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

（７）協議会の設置等

障害のある人への支援体制の整備を図るため、障害者自立支援協議会などを通じ、地域の課題の改善に取り組みます。

（８）障害のある児童の地域支援体制を構築

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。

（９）障害のある児童の地域社会への参加・包容

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害のある児童の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

（10）特別な支援が必要な障害のある児童に対する支援体制の整備

特別な支援が必要な障害のある児童（重症心身障害児や医療的ケア児など）及びその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

4 計画の期間

この第5期鹿屋市障害福祉計画及び第1期鹿屋市障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

年 度	計 画 期 間
平成18年度	第1期 鹿屋市障害 福祉計画
平成19年度	
平成20年度	
平成21年度	第2期 鹿屋市障害 福祉計画
平成22年度	
平成23年度	
平成24年度	第3期 鹿屋市障害 福祉計画
平成25年度	
平成26年度	
平成27年度	第4期 鹿屋市障害 福祉計画
平成28年度	
平成29年度	
平成30年度	第5期鹿屋市障害福祉計画 第1期鹿屋市障害児福祉計画
平成31年度	
平成32年度	

5 計画策定に向けた取組

この第5期鹿屋市障害福祉計画及び第1期鹿屋市障害児福祉計画は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である鹿屋市障害者基本計画（第2期：平成27年度～平成35年度）を踏まえ、国の示す基本指針に即して策定しました。

計画策定に当たっては、各分野の障害福祉関係者などで構成される「鹿屋市障害者基本計画策定委員会」や肝属地区2市4町で設置している「肝属地区自立支援協議会」において、計画に関連する事項や計画内容の検討などを行いました。

第2部 各論

第1章 目標値の設定

第1章 目標値の設定

障害のある人の自立支援を進める観点から、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標を設定します。

1 福祉施設から地域への移行

＜国の基本指針＞

国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行（入所施設を退所し、グループホームや一般住宅などへ移行）について、次のA～Bを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

A 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活に移行すること。

B 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減すること。

＜目標設定の考え方＞

地域の実情を勘案して、次のA～Bを目標として設定します。

A 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%が地域生活に移行する。

B 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%削減する。

◆ 第4期計画の実績

項 目			目 標	実 績
平成25年度末の施設入所者数・・・212人			①	
目標値A	平成29年度末までの地域生活移行者数	②	26人	5人
	平成29年度末までの地域生活移行者数の移行率	③	12%	2.4%
目標値B	平成29年度末までの施設入所者の削減数	④	9人	△8人
	平成29年度末までの施設入所者の削減率	⑤	4%	△3.8%
	平成29年度末の施設入所者数（①－④）	⑥	203人	220人

※ ②・④・⑥は、平成29年9月末時点の見込みです。

◆ 第5期計画の目標

項 目			目 標
平成28年度末の施設入所者数・・・219人			①
目標値A	平成32年度末までの地域生活移行者数の移行率	②	9%
	平成32年度末までの地域生活移行者数（①×②）	③	20人
目標値B	平成32年度末までの施設入所者の削減率	④	2%
	平成32年度末までの施設入所者の削減数（①×④）	⑤	5人
	平成32年度末の施設入所者数（①－⑤）	⑥	214人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針>

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、目標値を設定することとされています。

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが基本と示されていますが、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされています。

<目標設定の考え方>

複数市町（肝属地区2市4町）による協議の場を設置します。

◆ 第5期計画の目標（新規の項目）

項 目	目 標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議会の設置

3 地域生活支援拠点等の整備

<国の基本指針>

国の基本指針では、「地域生活支援拠点等」について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することが示されています。

地域生活支援拠点等とは、「**地域生活支援拠点**」（地域生活支援の機能強化のため、各地域内で機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点）又は「**面的な体制**」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）をいいます。

また、地域生活支援拠点等は、地域での暮らしの安心感を与え、親元からの自立を希望する人に対する支援などを進めるために、次の機能が求められます。

- ① 地域生活への移行、親元からの自立などに係る相談
- ② 一人暮らし、グループホームへの入居などの体験の機会及び場の提供
- ③ ショートステイの利便性・対応力の向上などによる緊急時の受入対応体制の確保
- ④ 人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保
- ⑤ サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置などによる地域の体制づくり

<目標設定の考え方>

「面的な体制」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）により、肝属地区障がい者基幹相談支援センターを中心とした整備を行います。

◆ 第4期計画の実績

項 目	目 標	実 績
地域生活支援拠点等の整備	面的な体制の整備	未整備

◆ 第5期計画の目標

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備	面的な体制の整備

第2部 各論 第1章 目標値の設定

4 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針>

国の基本指針では、福祉施設から「就労移行支援事業等」（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労へ移行した人について、次のA～Dを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

- A 平成32年度中に、福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の50%以上増加すること。
- B 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から20%以上増加すること。
- C 平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所数を全体の50%以上とすること。
- D 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすること。

<目標設定の考え方>

地域の実情を勘案して、次のA～Dを目標として設定します。

- A 平成32年度中に、福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績より少なくとも1人増やす。
- B 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から20%増加させる。
- C 平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所数を全体の50%以上にする。
- D 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とする。

◆ 第4期計画の実績

項 目		目 標	実 績
平成24年度の福祉施設からの一般就労移行者数 ……0人		①	
目標値 A	平成29年度中の福祉施設からの一般就労移行者数	②	1 人
	平成29年度中の福祉施設からの一般就労移行者数増加率	③	倍増
平成25年度末の就労移行支援利用者数 ……27人		④	
目標値 B	平成29年度末の就労移行支援利用者数	⑤	44人
	平成29年度末の就労移行支援利用者の増加数 (⑤－④)	⑥	17人
	平成29年度末の就労移行支援利用者の増加率 (⑥／④)	⑦	△22%
平成29年度末の就労移行支援事業所数 ……4 事業所		⑧	
目標値 C	平成29年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	⑨	2 事業所
	平成29年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の全事業所に対する割合	⑩	50%

※ ②・⑤・⑧・⑨は、平成29年9月末時点の見込みです。

◆ 第5期計画の目標

項 目		目 標
平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数 ……0 人		①
目標値 A	平成32年度中の福祉施設からの一般就労移行者数増加率	②
	平成32年度中の福祉施設からの一般就労移行者数	③
平成28年度末の就労移行支援利用者数 ……19人		④
目標値 B	平成32年度末の就労移行支援利用者の増加率	⑤
	平成32年度末の就労移行支援利用者の増加数 (④×⑤)	⑥
	平成32年度末の就労移行支援利用者数 (④＋⑥)	⑦
平成32年度末の就労移行支援事業所数 (見込) ……2 事業所		⑧
目標値 C	平成32年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	⑨
	平成32年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の全事業所に対する割合	⑩
目標値 D	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	平成30年度末
		平成31年度末
		平成32年度末

第2部 各論

第1章 目標値の設定

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<国の基本指針>

国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置し、当該児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度までに、全市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが示されています。

<目標設定の考え方>

児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援を実施します。また、保育所等訪問支援事業所を確保します。

◆ 第5期計画の目標（新規の項目）

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	1 か所
保育所等訪問支援事業所の確保	7 か所

(2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本指針>

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することが示されています。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることが示されています。

<目標設定の考え方>

現在市内に2か所ある、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置します。

◆ 第5期計画の目標（新規の項目）

項 目	目 標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議会の設置

第2章 障害福祉サービス等における見込量

第1章で設定した目標を達成するために必要なサービスの見込量の設定を行います。

1 訪問系サービス

<事業内容>

居宅介護

障害のある人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

同行援護

視覚障害で移動に著しい困難がある人に対し、ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。

行動援護

知的障害や精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの介護、その他の行動する際の必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害があり、意思疎通に著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態、知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助を包括的に提供します。

<見込量算出の考え方>

利用実績、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

第2部 各 論 第2章 障害福祉サービス等における見込量

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第4期計画

サービス種類		区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	計画		121	2,904	124	2,976	127	3,048
	実績		132	2,799	137	2,865	142	2,934
重度訪問介護	計画		1	240	2	480	3	720
	実績		0	0	0	0	0	0
同行援護	計画		3	30	3	30	3	30
	実績		4	35	5	40	6	44
行動援護	計画		13	338	14	364	15	390
	実績		13	192	12	148	9	101
合 計		計画	138	3,512	143	3,850	148	4,188
		実績	149	3,026	154	3,053	157	3,079
			人数	人日	人数	人日	人数	人日
重度障害者等包括支援	計画		1	30	2	60	3	90
	実績		0	0	0	0	0	0

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

◆ 第5期計画

利用実績、平均的な一人当たりの利用量、福祉施設の利用者の地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

サービス種類		区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
			人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	計画		147	3,004	153	3,076	159	3,150
	計画		1	260	2	520	3	780
	計画		7	48	8	53	9	58
	計画		9	101	18	202	27	303
合 計		計画	163	3,153	179	3,331	195	3,511
			人数	人日	人数	人日	人数	人日
重度障害者等包括支援		計画	0	0	0	0	1	27

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

2 日中活動系サービス

<事業内容>

生活介護

施設などにおいて、一定の障害があつて常時介護を要する人に対して、主として昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練（機能訓練）

障害のある人に対し、施設や事業所などにおいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

障害のある人に対し、施設や事業所などにおいて、入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。

就労移行支援

就労を希望し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の障害のある人に対して、生産活動・職場体験などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型

一般企業などに雇用されることが困難な障害のある人のうち、就労継続支援A型事業所との雇用契約に基づき就労する者に対して、生産活動などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型

一般企業などに雇用されることが困難な障害のある人のうち、就労移行支援を利用して雇用に至らなかった人などに対して、生産活動などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

療養介護

病院において、一定の障害があつて常時介護を要する人に対して、主として昼間において、病院で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

短期入所

介護者の疾病などの理由で、施設へ短期間の入所が必要な場合、障害のある人を短期間入所させて、入浴・排せつ、食事の介護、その他の必要な支援を行います。

第2部 各論 第2章 障害福祉サービス等における見込量

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第4期計画

サービス種類	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日
生活介護	計画	353	7,060	383	7,660	416	8,320
	実績	320	5,832	331	6,044	339	6,213
自立訓練（機能訓練）	計画	3	57	3	57	3	57
	実績	1	21	0	0	1	23
自立訓練（生活訓練）	計画	17	323	18	342	19	361
	実績	7	114	9	185	7	152
就労移行支援	計画	35	735	40	840	44	924
	実績	24	406	19	319	21	345
就労継続支援A型	計画	33	462	35	490	37	518
	実績	54	1,003	81	1,524	85	1,624
就労継続支援B型	計画	322	5,474	373	6,341	432	7,344
	実績	344	6,264	361	6,615	372	6,727
療養介護	計画	25		25		25	
	実績	25		23		23	
短期入所（福祉型）	計画	34	272	36	288	38	304
	実績	37	261	40	264	43	277
短期入所（医療型）	計画	1	2	1	2	1	2
	実績	1	4	1	7	1	10

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

◆ 第5期計画

利用実績、平均的な一人当たりの利用量、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、新たに就労移行支援を利用する見込数、地域の雇用情勢などを勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

サービス種類	区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日
生活介護	計画	347	6,387	355	6,566	363	6,750
自立訓練（機能訓練）	計画	1	23	1	23	1	23
自立訓練（生活訓練）	計画	8	184	8	194	8	204
就労移行支援	計画	21	338	21	334	21	332
就労継続支援A型	計画	89	1,731	93	1,845	98	1,967
就労継続支援B型	計画	383	6,841	394	6,957	406	7,075
就労定着支援	計画	6	12	7	14	8	16
療養介護	計画	23		23		23	
短期入所（福祉型）	計画	46	290	50	302	54	312
短期入所（医療型）	計画	1	14	1	20	1	29

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

第2部 各 論

第2章 障害福祉サービス等における見込量

3 居住系サービス等

<事業内容>

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行し、理解力や生活力等に不安がある人等に対し、定期的な居宅訪問、情報提供及び助言など必要な支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対し、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対し、主として夜間に、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第4期計画

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	計画	89人	102人	117人
	実績	94人	111人	129人
施設入所支援	計画	211人	207人	202人
	実績	214人	217人	220人

◆ 第5期計画

利用実績、平均的な一人当たりの利用量、施設入所者の地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定しました。

サービス種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	計画	6人	7人	8人
共同生活援助	計画	148人	169人	193人
施設入所支援	計画	218人	216人	214人

第2部 各論

第2章 障害福祉サービス等における見込量

4 相談支援

＜事業内容＞

計画相談支援

障害福祉サービスなどを申請した障害のある人について、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

地域相談支援

◆ 地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入院している精神障害者など、地域での生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保などの活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

◆ 地域定着支援

居宅において単身などで生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行います。

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第4期計画

サービス種類		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援		計画	80人	88人	97人
		実績	164人	187人	188人
地域相談支援	地域移行支援	計画	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
	地域定着支援	計画	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人

◆ 第5期計画

利用実績などを勘案して、利用者数を設定しました。

サービス種類		区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援		計画	189人	190人	191人
地域相談支援	地域移行支援	計画	10人	12人	12人
	地域定着支援	計画	4人	20人	22人

5 障害児通所支援・障害児相談支援等

<事業内容>

児童発達支援

障害のある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援

肢体不自由で、理学療法などの機能訓練や医療的管理下での支援が必要である児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス

就学児で、授業の終了後や休業日に支援が必要な障害のある児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所などの施設を訪問し、専門的な支援を必要とする障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害のある児童について、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援

医療的ケア児（NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童）が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

第2部 各論 第2章 障害福祉サービス等における見込量

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第4期計画

サービス種類	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		人	人日	人	人日	人	人日
児童発達支援	計画	70	280	88	352	110	440
医療型児童発達支援	実績	126	779	170	1,106	216	1,571
放課後等デイサービス	計画	112	1,232	131	1,441	153	1,683
	実績	243	1,884	295	2,507	344	3,337
保育所等訪問支援	計画	10	40	10	40	10	40
	実績	4	4	12	12	27	52
障害児相談支援	計画	16		19		22	
	実績	79		115		140	

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

◆ 第5期計画

利用実績、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

サービス種類等	区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		人	人日	人	人日	人	人日
児童発達支援	計画	274	2,231	348	3,168	442	4,499
医療型児童発達支援	計画	0	0	0	0	5	115
放課後等デイサービス	計画	401	4,441	468	5,911	546	7,868
保育所等訪問支援	計画	38	76	54	108	77	154
居宅訪問型児童発達支援	計画	11	22	12	24	13	26
障害児相談支援	計画	170		207		252	
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	計画	2		4		7	

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

第3章 地域生活支援事業における見込量

1 地域生活支援事業（必須事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

<事業内容>

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施	実施	実施

（2）自発的活動支援事業

<事業内容>

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、家族、地域住民などの地域における自発的な取組を支援します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	計画	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

<事業内容>

障害者相談支援事業

障害のある人や障害のある人を介護する人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業を実施するに当たり、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、情報提供や相談などの業務を総合的にを行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

◆ 入居支援

不動産業者に対する物件あっせん依頼や家主との入居契約手続き支援を行います。

◆ 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	実績	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
住宅入居等支援事業	計画	5 人	5 人	5 人
	実績	13人	10人	8 人

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類		区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基幹相談支援センター		計画	設置	設置	設置
障害者 相談支 援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	計画	1, 187人	1, 223人	1, 260人
	社会生活力を高めるための支援		1, 318人	1, 568人	1, 865人
	権利の擁護のために必要な援助		50人	55人	60人
基幹相 談支援 センタ ー等機 能強化 事業	専門的職員の配置	計画	7 人	7 人	7 人
	相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着促進の取組	計画	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		計画	15人	15人	15人

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(4) 成年後見制度利用支援事業

<事業内容>

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計画	5人	5人	5人
	実績	2人	4人	2人

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	計画	5人	5人	5人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

<事業内容>

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	なし	なし	なし

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成32年度	平成33年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施	実施	実施

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(6) 意思疎通支援事業

<事業内容>

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

◆ 手話通訳者派遣

国が認定する手話通訳士、都道府県が認定する手話通訳者、市町村や都道府県が認定する手話奉仕員を派遣します。

◆ 要約筆記者派遣

都道府県が認定する要約筆記者、市町村や都道府県が認定する要約筆記奉仕員を派遣します。

◆ 手話通訳者等設置

市に手話通訳者又は手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員を設置します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	計画	60人	60人	60人
		実績	83人	76人	53人
	要約筆記者派遣	計画	30人	30人	30人
		実績	16人	21人	15人

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類		区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	計画	70人	70人	70人
	要約筆記者派遣	計画	20人	20人	20人
	手話通訳者等設置	計画	1人	1人	1人

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(7) 日常生活用具給付等事業

<事業内容>

障害のある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

- ◆ 介護・訓練用支援用具（特殊寝台など）
- ◆ 自立生活支援用具（入浴補助用具など）
- ◆ 在宅療養等支援用具（たん吸引器など）
- ◆ 情報・意思疎通支援用具（盲人用時計、人工喉頭など）
- ◆ 排泄管理支援用具（ストマ用装具など）
- ◆ 住宅改修費（段差解消、手すりなど）

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練用支援用具	計画	15件	16件	17件
	実績	9件	7件	10件
自立生活支援用具	計画	15件	16件	17件
	実績	12件	15件	12件
在宅療養等支援用具	計画	41件	43件	45件
	実績	14件	27件	10件
情報・意思疎通支援用具	計画	22件	23件	24件
	実績	23件	16件	17件
排泄管理支援用具	計画	2,870件	2,985件	3,104件
	実績	2,208件	2,216件	2,588件
住宅改修費	計画	3件	4件	5件
	実績	6件	3件	2件
合 計	計画	2,966件	3,087件	3,212件
	実績	2,272件	2,284件	2,639件

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練用支援用具	計画	14件	15件	16件
自立生活支援用具	計画	15件	16件	17件
在宅療養等支援用具	計画	22件	24件	26件
情報・意思疎通支援用具	計画	16件	17件	18件
排泄管理支援用具	計画	2,958件	3,328件	3,698件
住宅改修費	計画	5件	5件	5件
合 計	計画	3,030件	3,405件	3,780件

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(8) 手話奉仕員養成研修事業

<事業内容>

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	30件	30件	30件
	実績	62件	40件	45件

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	90件	90件	90件

(9) 移動支援事業

<事業内容>

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

【事業の見込み】

◆ 第4期計画（一月当たり）

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	計画	35人	35人	35人
		250時間	250時間	250時間
	実績	23人	22人	20人
		222時間	179時間	168時間

◆ 第5期計画（年間）（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	計画	実人数	22人	25人	28人
		延利用時間	2,200時間	2,420時間	2,662時間

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

<事業内容>

障害のある人を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図ります。

◆ 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。

◆ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

◆ 地域活動支援センターⅢ型

概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障害者団体などが、地域で生活する障害のある人の援護対策として、通所による援護事業を行います。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業	Ⅰ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
			20人	20人	20人
		実績	0 か所	1 か所	1 か所
			0 人	12人	11人
	Ⅱ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
			150人	150人	150人
		実績	1 か所	1 か所	1 か所
			166人	108人	108人
	Ⅲ型	計画	2 か所	2 か所	2 か所
			150人	150人	150人
		実績	2 か所	2 か所	1 か所
			122人	153人	76人

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類		区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター機能強化事業	Ⅰ型	計画	実 人 数	2 人	2 人	2 人
			延利用日数	24日	24日	24日
	Ⅱ型	計画	実 人 数	9 人	9 人	9 人
			延利用日数	1,728日	1,836日	1,944日
	Ⅲ型	計画	実 人 数	10人	10人	10人
			延利用日数	1,428日	1,596日	1,764日

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

2 地域生活支援事業（任意事業）

（1）日常生活支援

ア 訪問入浴サービス事業

<事業内容>

地域における身体障害者及び身体障害児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	計画	10人	10人	10人
		900回	900回	900回
	実績	8人	8人	8人
		616回	678回	839回

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	計画	10人	10人	10人
		850回	850回	850回

イ 日中一時支援事業

<事業内容>

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	計画	40人	45人	45人
		2,000回	2,200回	2,200回
	実績	32人	41人	53人
		1,335回	2,334回	3,151回

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	計画	実人数	68人	88人	113人
		延利用日数	4,254日	5,743日	7,753日

第2部 各論 第3章 地域生活支援事業における見込量

ウ 地域移行のための安心生活支援（新規の項目）

<事業内容>

障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。

◆ 居室確保事業

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

◆ コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置します。

◆ 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供します。

◆ 地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

計画内容になく、実績なし

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居室確保事業	計画	0室	1室	1室
コーディネート事業	計画	0人	7人	7人
緊急時ステイ事業	計画	0人	3人	6人
地域生活体験事業	計画	0人	6人	12人

エ 巡回支援専門員整備（新規の項目）

<事業内容>

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある児童の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

計画内容になく、実績なし

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
巡回等支援施設	計画	24か所	36か所	48か所

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

オ その他日常生活支援

(ア) 生活サポート事業

<事業内容>

障害福祉サービスの居宅介護などが提供対象でない人の中で、日常生活への支援を行わなければ、本人の生活に支障を来たすおそれのある人に対して、市の判断で居宅介護従事者などを派遣し、必要な支援（生活援助・家事援助）を行います。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活サポート事業	計画	7人	7人	7人
		252時間	252時間	252時間
	実績	0人	0人	0人
		0時間	0時間	0時間

◆ 第5期計画

3か年度実績なく、障害福祉サービスで対応できるため計画から削除

(イ) 福祉機器リサイクル事業

<事業内容>

公的給付（補装具など）が非該当である人に対し、不要となった福祉機器（介護用ベッド、車いすなど）を譲渡し、再利用することで資源の活用を図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉機器リサイクル事業	計画	登録 10台	10台	10台
		利用 10台	10台	10台
	実績	登録 8台	2台	8台
		利用 8台	1台	8台

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉機器リサイクル事業	計画	登録 10台	10台	10台
		利用 10台	10台	10台

第2部 各論 第3章 地域生活支援事業における見込量

(2) 社会参加支援

社会参加促進事業

＜事業内容＞

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、また、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会などを提供します。

点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音声訳などの方法により、地方公共団体などの広報、障害者関係事業の紹介、生活情報など地域生活をする上で必要度の高い情報を定期的に提供します。

奉仕員養成研修事業

点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成します。

自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び改造に要する費用の一部を助成します。

その他社会参加促進事業

そのほか、障害のある人の社会参加の促進に必要な事業を行います。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		計画	1件	1件	1件
		実績	1件	1件	1件
点字・声の広報等発行事業	点訳	計画	5人	5人	5人
		実績	4人	3人	2人
	音訳	計画	20人	20人	20人
		実績	19人	17人	13人
自動車運転免許取得助成事業		計画	4件	4件	4件
		実績	4件	0件	3件
自動車改造助成事業		計画	6件	6件	6件
		実績	3件	0件	2件
その他社会参加促進事業		計画	7件	7件	7件
		実績	7件	2件	2件

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類		区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		計画	1件	1件	1件
点字・声の広報等発行事業	点訳	計画	5人	5人	5人
	音訳	計画	20人	20人	20人
奉仕員養成研修事業	要約筆記	計画	10人	15人	20人
	点訳	計画	10人	10人	10人
	朗読	計画	10人	15人	20人
自動車運転免許取得助成事業		計画	5件	5件	5件
自動車改造助成事業		計画	4件	4件	4件
その他社会参加促進事業		計画	2件	2件	2件

(3) 就業・就労支援

ア 更生訓練費給付事業

<事業内容>

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	計画	12人	12人	12人
	実績	12人	8人	5人

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
更生訓練費給付事業	計画	12人	12人	12人

イ 知的障害者職親委託事業

<事業内容>

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な素地を与えると同時に、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第4期計画

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害者職親委託事業	計画	2人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人

◆ 第5期計画（地域における社会資源の状況、利用実績等を勘案し、見込みを設定）

事業の種類	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
知的障害者職親委託事業	計画	1人	1人	1人

第4章 サービス見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービスにおける見込量確保の方策

地域移行を推進する観点から、居宅介護、行動援護、重度訪問介護などの訪問系サービスの利用ニーズの増加が見込まれるため、当該サービスに関する情報提供に努めるとともに、必要に応じたサービスを柔軟に利用できるようサービス供給の促進に努めます。

また、障害の種別によらないサービス事業者の参入を働きかけ、サービス実施事業者の確保に努めるとともに、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

利用者の状態や希望に応じて適切なサービスを選択することができるよう、提供体制と見込量の確保に努めます。

就労機会の拡充に向け、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体・企業などと連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

また、障害のある人が地域で生活を続けていく上で、障害特性や一人一人の意欲、適性、能力などに応じて、働く場や活動の場が身近なところにあることが望まれます。このため、一般企業などへの就職が困難な障害のある人を対象とする福祉的就労の場の確保やサービス事業所の安定運営を図ります。

さらに、福祉的就労の場や特別支援学校（養護学校）などから地域の企業・事業所への一般就労を促進し、就職後の安定就労を図るために新規に創設された就労定着支援に係る情報提供を行うなど、市内における就労支援体制の確立に努めます。

(3) 居住系サービスにおける見込量確保の方策

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）について、地域の理解を深めながら、整備を推進するとともに、一人暮らしを行う方に対し自立生活援助による支援を行うなど、必要なサービス量の確保に努めていきます。また、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域を挙げた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

一方、施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

(4) 相談支援・障害児相談支援における見込量確保の方策

障害のある児童を含む障害福祉サービス等の利用者が、個別の状況に応じたサービス利用ができるよう相談支援事業所と連携し、障害のある人が一人一人の生活状況や必要な支援を適切に提供できるよう、家族、行政、サービス事業所、学校関係者、医療機関など関係者・関係機関が相談支援に相互に関わり、地域での生活を支援します。

(5) 障害児通所支援における見込量確保の方策

障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備（地域生活支援事業）と連携し、早期に療育が必要である対象者が、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を通して、適切な時期に適切な療育を受けることができるように、相談支援体制の充実及び事業所の確保に努めます。

また、肝属地区障がい者基幹相談支援センターの職員に医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターに係る研修を受講させることにより、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業には、実施が義務づけられている必須事業及び自治体の裁量により実施する任意事業があります。

本市は、地域生活支援拠点等の整備に向け、これまでの地域生活支援事業のサービス水準を確保するとともに、サービスの利用状況や地域における福祉基盤の整備状況などを勘案しながら、障害のある人の地域移行に必要な事業の展開を図ります。また、鹿児島県の地域生活支援事業と整合を図り、障害福祉サービスと組み合わせた効果的な利用ができるよう取り組みます。

また、自立支援に当たっては、障害のある人個々の状態やニーズに対応するとともに、その自己選択・自己決定の尊重に努めます。

第5章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項

1 障害のある人等に対する虐待の防止

障害者虐待防止センターを中心として、関係団体からなるネットワークの活用、障害のある人に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止に取り組みます。また、次に掲げる点に配慮し、障害のある人に対する虐待事案を効果的に防止します。

(1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、障害のある人及びその養護者の支援に当たり、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、指定障害福祉サービス事業所、指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、各種研修などあらゆる機会を通じて助言を継続的に行います。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障害のある人の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保します（地域生活支援拠点等の整備にて対応）。

(3) 一時保護に必要な居室の確保

成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

2 障害のある人等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人の芸術文化活動の振興を図ることにより、障害のある人の社会参加や障害のある人に対する理解を促進していくために、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等の芸術文化活動の支援を行います。

3 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動を行います。

4 サービス提供事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

事業所が地域に開かれた施設となるという方向性を堅持し、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めるための支援を行います。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制整備 【計画（Plan）】

障害のある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、庁内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2 事業実施及び計画の進行管理 【実行（Do）】

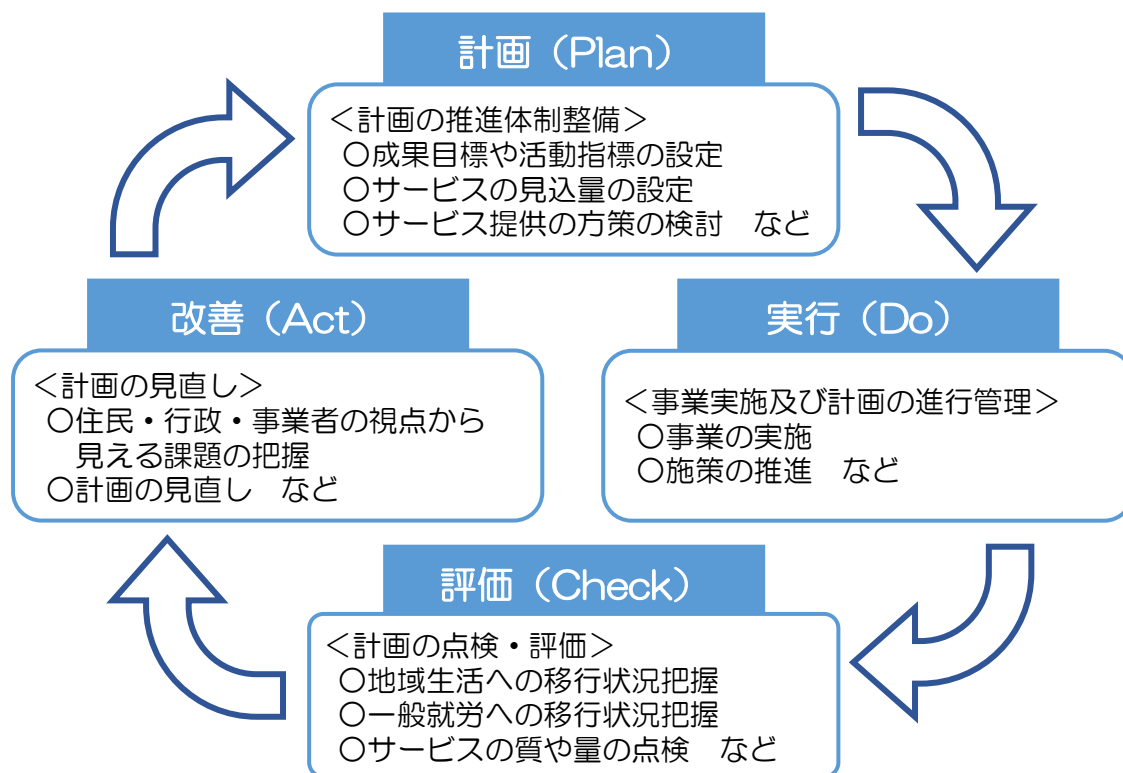
策定した計画の内容を踏まえて、目標達成に向けて施策を推進していきます。また、新しい計画の周知を図ることや、評価のために実績把握のための準備などを行います。

3 計画の点検・評価 【評価（Check）】

本計画を着実に推進していくため、障害者基本計画策定委員会において施策の進捗状況を把握します。また、事務局となる福祉政策課が実施結果のとりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

4 計画の見直し 【改善（Act）】

計画期間中においても、障害がある人のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障害のある人を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされるときは、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。



策定委員会

1 策定委員会設置要綱

鹿屋市障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法に基づく障害者の自立と社会参加の支援に関する障害者基本計画等の策定及び推進を図るため、鹿屋市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他上記の計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉団体の関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉ボランティア
- (7) 市民公募による者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第25号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第3部 資料編 策定委員会

2 策定委員会名簿

＜鹿屋市障害者基本計画策定委員会 名簿＞

No.	委員区分	所 属	職種・資格等	氏 名
1	福祉団体	串良町身体障害者連絡協議会	会長	宮ヶ原 良雄
2	福祉団体	鹿屋市手をつなぐ育成会	会長	前田 昭一
3	福祉団体	肝属地区精神障がい者福祉促進の会	会長	小蓬原 昭雄
4	福祉団体	NPO法人 リーカズ・コープ ゆらおう	代表	横峯 真由美
5	福祉団体	NPO法人 愛あいネット	代表	柳井谷 昭平
6	福祉団体	鹿屋市民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 正人
7	保健医療関係	鹿屋市医師会	医師	小倉 修
8	保健医療関係	保健師又は看護師	保健師	田平 弘子
9	市民団体	鹿屋市町内会連絡協議会	会長	上籠 司
10	教育関係	鹿屋養護学校	校長	徳永 謙一
11	雇用関係	鹿屋商工会議所	総務課長	茅島 健一
12	雇用関係	ハローワーク（鹿屋公共職業安定所）	上席職業指導官	柳田 綾
13	雇用関係	太平温泉	専務	有園 スミエ
14	福祉関係	肝属地区障がい者基幹相談支援センター(身体)	社会福祉士	前田 富美子
15	福祉関係	肝属地区障がい者基幹相談支援センター(知的・児)	社会福祉士	江之口 博行
16	福祉関係	肝属地区障がい者基幹相談支援センター(精神)	精神保健福祉士	土持 庄司
17	福祉関係	社会福祉法人 愛光会	理事長	指宿 興一
18	福祉関係	障害者支援施設 陵北荘	施設長	平田 いつみ
19	学識経験者	鹿屋市社会福祉協議会	会長	浜田 保
20	福祉ボランティア		福祉専門学校経験	前原 和彦
21	市民公募		保健師	小牟田 ミドリ
22	市民公募		在宅就労企業経営	下平瀬 哲郎
23	市民公募		介護経験	横山 ひとみ
24	市民公募		診療情報管理士	大久保 力
25	市民公募		理学療法士	橋元 直也

第5期鹿屋市障害福祉計画 第1期鹿屋市障害児福祉計画

平成30年度～平成32年度

作成 平成30年 3 月

発行 **鹿児島県 鹿屋市**

保健福祉部 福祉政策課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番 1 号

T E L 0994-43-2111

F A X 0994-44-2494

ホームページ <http://www.e-kanoya.net>
